

令和8年8月吉日

お客さま各位

はばたき信用組合

「手形・小切手の全面的な電子化」に向けた取組みについて

平素は、はばたき信用組合をご利用いただき誠にありがとうございます。

当組合は、政府、産業界、金融界が一丸となって進めている「手形・小切手の全面的な電子化」を一層促進するため、下記のとおり、「手形・小切手の最終振出期限の設定」と「他金融機関を支払地とする手形・小切手の窓口入金受付終了及び取立受付の終了」の取組を実施いたします。

当組合は今後も、お客様のお役に立てるサービスの提供に努めてまいりますので、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 手形・小切手の最終振出日の設定（自己宛小切手含む）

実施日	令和8年12月30日（水）
内 容	・令和8年12月30日以降に振り出された手形・小切手は当座預金からの支払いが出来ません。 ・ご自身の当座預金から現金のお引き出しや振替のために振り出した小切手も含みます。

※自己宛小切手は令和9年2月28日を終了日としておりましたが、電子化促進のため繰り上げ致します。

2. 全ての手形・小切手の入金代金取立受付の終了

項 目	終了日（最終受付日）
当組合（僚店）の小切手	令和9年1月12日（火）
他金融機関を支払地とする小切手	令和9年1月29日（金）
令和9年3月31日迄を期日とする手形	令和9年2月26日（金）

※全ての手形・小切手の入金代金取立受付は令和9年3月30日を終了日としておりましたが、電子化促進のため繰り上げ致します。

【注】他金融機関の手形・小切手は最終受付日以前に受付をさせていただいたとしても、他金融機関が設定している最終振出期限を超過している場合、決済されない場合がございます。

※令和9年4月より手形・小切手が全面的に電子化されます。インターネットバンキングや電子記録債権（でんさい）の電子的決済手段への移行について早めにご検討いただけますようお願いいたします。なお、当座預金口座をご利用にならないお客さまは、窓口での当座預金解約手続を早めをお願いします。

インターネットバンキングや電子記録債権（でんさい）への移行にあたり、ご不安なお客さまはお取引店へお気軽にお問い合わせください。

以 上



つながる心 はばたく未来

はばたき信用組合